

「外商投資法」仮訳

三菱UFJ銀行 国際業務部
2019年3月

中国語原文	日本語仮訳
<p>中華人民共和国外商投資法 (2019年3月15日第十三届全国人民代表大会 第二次会议通过)</p>	<p>中華人民共和国外商投資法 (2019年3月15日第13期全国人民代表大会 第2回会議で可決)</p>
目録	目次
第一章 総則	第一章 総則
第二章 投資促進	第二章 投資促進
第三章 投資保護	第三章 投資保護
第四章 投資管理	第四章 投資管理
第五章 法律責任	第五章 法律責任
第六章 附則	第六章 附則
第一章 総則	第一章 総則
第一条 为了进一步扩大对外开放,积极促进外商投资,保护外商投资合法权益,规范外商投资管理,推动形成全面开放新格局,促进社会主义市场经济健康发展,根据宪法,制定本法。	第1条 対外開放のさらなる拡大、外商投資の一層の促進、外商投資の合法權益の保護、外商投資管理の規範化、全面的開放の新たな局面の形成促進、社会主義市場經濟の健全な發展促進の為、憲法に基づき本法を制定する。
第二条 在中华人民共和国境内(以下简称中国境内)的外商投资,适用本法。	第2条 中華人民共和國域内(以下、中国域内)の外商投資に対し、本法を適用する。
本法所称外商投资,是指外国的自然人、企业或者其他组织(以下称外国投资者)直接或者间接在中国境内进行的投资活动,包括下列情形:	本法で言う外商投資とは、外国の自然人、企業またはその他組織(以下、外国投資者)が直接又は間接的に中国国内で行う投資活動を指し、以下の状況が含まれる:
(一) 外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内设立外商投资企业;	(1) 外国投資者が単独またはその他の投資者と共同で中国域内において外商投資企業を設立する
(二) 外国投资者取得中国境内企业的股份、股权、财产份额或者其他类似权益;	(2) 外国投資者が中国域内企業の株式、出資持分、財産持分またはその他の類似權益を取得する
(三) 外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内投资新建项目;	(3) 外国投資者が単独またはその他の投資者と共同で中国域内において新たなプロジェクトに投資
(四) 法律、行政法规或者国务院规定的其他方式的投资。	(4) 法律、行政法規または國務院が規定するその他の方式による投資

<p>本法所称外商投资企业，是指全部或者部分由外国投资者投资，依照中国法律在中国境内经登记注册设立的企业。</p>	<p>本法で言う外商投資企業とは、全部または部分的に外国投資者が投資し、中国の法律に基づき中国域内において登記・設立した企業を指す。</p>
<p>第三条 国家坚持对外开放的基本国策，鼓励外国投资者依法在中国境内投资。</p>	<p>第3条 中国は对外开放の基本的な国策を堅持し、外国投資者が法に従い中国域内で投資することを奨励する。</p>
<p>国家实行高水平投资自由化便利化政策，建立和完善外商投资促进机制，营造稳定、透明、可预期和公平竞争的市场环境。</p>	<p>中国は高水準な投資の自由化・利便化政策を実施し、外商投資促進体制を構築・改善し、安定、透明、予測可能、公平な競争市場の環境を構築する。</p>
<p>第四条 国家对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单管理制度。</p>	<p>第4条 中国は外商投資に対し参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実施する。</p>
<p>前款所称准入前国民待遇，是指在投资准入阶段给予外国投资者及其投资不低于本国投资者及其投资的待遇；所称负面清单，是指国家规定在特定领域对外商投资实施的准入特别管理措施。国家对负面清单之外的外商投资，给予国民待遇。</p>	<p>前項の参入前内国民待遇とは、投資参入の段階で外国投資者及びその投資に対し、中国投資者及びその投資を下回らない待遇を付与することを指す。ネガティブリストとは、国が特定分野において外商投資を対象に実施する参入特別管理措置を指す。ネガティブリスト以外の外商投資に対しては、内国民待遇を付与する。</p>
<p>负面清单由国务院发布或者批准发布。</p>	<p>ネガティブリストは、國務院が發布または發布を承認する。</p>
<p>中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对外国投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。</p>	<p>中華人民共和國が締結または参加している国際条約・協定で、外国投資者の参入に対し更に優遇する規定がある場合は、関連規定に基づき執行することができる。</p>
<p>第五条 国家依法保护外国投资者在中国境内的投资、收益和其他合法权益。</p>	<p>第5条 中国は法に従い外国投資者の中国域内における投資、収益及びその他の合法權益を保護する。</p>
<p>第六条 在中国境内进行投资活动的外国投资者、外商投资企业，应当遵守中国法律法规，不得危害中国国家安全、损害社会公共利益。</p>	<p>第6条 中国域内で投資活動を行う外国投資者、外商投資企業は、中国の法律法規を遵守し、中国国家の安全を脅かし、社会の公共利益を損なってはならない。</p>
<p>第七条 国务院商务主管部门、投资主管部门按照职责分工，开展外商投资促进、保护和管理的工作；国务院其他有关部门在各自职责范围内，负责外商投资促进、保护和管理的相关工作。</p>	<p>第7条 國務院商務主管部門、投資主管部門は職責分担に基づき、外商投資の促進・保護・管理業務を行う。國務院のその他の関連部門は各自の職責範囲内で外商投資の促進・保護・管理の関連業務を行う。</p>
<p>县级以上地方人民政府有关部门依照法律法规和本级人民政府确定的职责分工，开展外商投资促进、保护和管理的工作。</p>	<p>県級以上の地方人民政府の関連部門は法律法規と当該級の人民政府の職責分担に基づき、外商投資の促進・保護・管理業務を行う。</p>

<p>第八条 外商投资企业职工依法建立工会组织,开展工会活动,维护职工的合法权益。外商投资企业应当为本企业工会提供必要的活动条件。</p> <p>第二章 投资促进</p> <p>第九条 外商投资企业依法平等适用国家支持企业发展的各项政策。</p> <p>第十条 制定与外商投资有关的法律、法规、规章,应当采取适当方式征求外商投资企业的意见和建议。</p> <p>与外商投资有关的规范性文件、裁判文书等,应当依法及时公布。</p> <p>第十一条 国家建立健全外商投资服务体系,为外国投资者和外商投资企业提供法律法规、政策措施、投资项目信息等方面的咨询和服务。</p> <p>第十二条 国家与其他国家和地区、国际组织建立多边、双边投资促进合作机制,加强投资领域的国际交流与合作。</p> <p>第十三条 国家根据需要,设立特殊经济区域,或者在部分地区实行外商投资试验性政策措施,促进外商投资,扩大对外开放。</p> <p>第十四条 国家根据国民经济和社会发展的需要,鼓励和引导外国投资者在特定行业、领域、地区投资。外国投资者、外商投资企业可以依照法律、行政法规或者国务院的规定享受优惠待遇。</p> <p>第十五条 国家保障外商投资企业依法平等参与标准制定工作,强化标准制定的信息公开和社会监督。</p> <p>国家制定的强制性标准平等适用于外商投资企业。</p> <p>第十六条 国家保障外商投资企业依法通过公平竞争参与政府采购活动。政府采购依法对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务平等对待。</p>	<p>第 8 条 外商投資企業の従業員は法に従い従業員組合組織を設立し、組合活動を行い、従業員の合法权益を保護する。外商投資企業は当該企業の組合活動に必要な活動条件を提供しなければならない。</p> <p>第二章 投資促進</p> <p>第 9 条 外商投資企業には、法に従い国家の企業発展支援策を平等に適用する。</p> <p>第 10 条 外商投資の関連法律、法規、規則を制定する際、適当な方式で外商投資企業から意見と建議を募集しなければならない。</p> <p>外商投資と関係がある規範性文書、裁判文書等は、法に従い遅滞なく公布しなければならない。</p> <p>第 11 条 中国は外商投資サービス体制を構築・改善し、外国投資者と外商投資企業に対し、法律法規、政策措置、投資案件情報に関するコンサルティングとサービスを提供する。</p> <p>第 12 条 中国はその他の国・地域、国際組織とマルチラテラルまたはバイラテラルの投資促進合作の枠組を構築し、投資分野の国際交流と合作を強化する。</p> <p>第 13 条 中国は需要に応じて、特別経済区域の設立または一部地域において外商投資の試験的な政策措置を実施し、外商投資を促進、対外開放を拡大する。</p> <p>第 14 条 中国は国民経済と社会発展の需要に基き、外国投資者の特定業種、分野、地区における投資を奨励・誘導する。外国投資者と外商投資企業は法律、行政法規または国务院が定めた規定に基づき優遇を享受することができる。</p> <p>第 15 条 中国は外商投資企業が法に従い標準制定業務に平等に参加することを保障し、標準制定の際の情報公開と社会監督を強化する。</p> <p>中国が制定した強制性標準は外商投資企業に平等に適用する。</p> <p>第 16 条 中国は外商投資企業が法に従い公平な競争を通じて政府調達活動に参加することを保障する。政府調達について、外商投資企業が中国域内で生産した製品、提供したサービスを平等に扱う。</p>
---	---

<p>第十七条 外商投资企业可以依法通过公开发行股票、公司债券等证券和其他方式进行融资。</p> <p>第十八条 县级以上地方人民政府可以根据法律、行政法规、地方性法规的规定，在法定权限内制定外商投资促进和便利化政策措施。</p> <p>第十九条 各级人民政府及其有关部门应当按照便利、高效、透明的原则，简化办事程序，提高办事效率，优化政务服务，进一步提高外商投资服务水平。</p> <p>有关主管部门应当编制和公布外商投资指引，为外国投资者和外商投资企业提供服务 and 便利。</p> <p>第三章 投资保护</p> <p>第二十条 国家对外国投资者的投资不实行征收。</p> <p>在特殊情况下，国家为了公共利益的需要，可以依照法律规定对外国投资者的投资实行征收或者征用。征收、征用应当依照法定程序进行，并及时给予公平、合理的补偿。</p> <p>第二十一条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等，可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出。</p> <p>第二十二条 国家保护外国投资者和外商投资企业的知识产权，保护知识产权权利人和相关权利人的合法权益；对知识产权侵权行为，严格依法追究法律责任。</p> <p>国家鼓励在外商投资过程中基于自愿原则和商业规则开展技术合作。技术合作的条件由投资各方遵循公平原则平等协商确定。行政机关及其工作人员不得利用行政手段强制转让技术。</p> <p>第二十三条 行政机关及其工作人员对于履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的</p>	<p>第 17 条 外商投資企業は株式、社債等の証券の公開発行またはその他の方式を以って資金調達を行うことができる。</p> <p>第 18 条 県級以上の地方人民政府は法律、行政法規、地方法規に基き、法定権限内において外商投資の促進・利便化政策措置を制定することができる。</p> <p>第 19 条 各級人民政府及びその関連部門は、便利・効率・透明の原則に基づき、行政手続きの簡素化と効率化、行政サービスの向上を図り、外商投資サービスの水準を一層高めなければならない。</p> <p>関連主管部門は外商投資手引を作成・公布し、外国投資者と外商投資企業の為のサービスと利便性を提供しなければならない。</p> <p>第三章 投資保護</p> <p>第 20 条 中国は外国投資者の投資に対し収用を実施しない。</p> <p>特別な状況において、中国は公共利益の為に、法律に基き外国投資者の投資を収用・強制使用することができる。収用・強制使用は法定手続きに基いて行い、且つ公平・合理的な補償を遅滞なく与えなければならない。</p> <p>第 21 条 外国投資者の中国域内における出資、利益、資本収益、資産処所得、知的財産権使用料、法に従って取得した補償・賠償・清算所得等は、法に従い人民元または外貨により自由に被仕向・仕向送金を行うことができる。</p> <p>第 22 条 中国は外国投資者と外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者と関係する権利者の合法權益を保護する。知的財産権の侵害行為に対し、厳格に法に従い法律責任を追及する。</p> <p>中国は外商投資が行われる過程において、自由意志の原則と商業規則に基く技術合作を行うことを奨励する。技術合作の条件は投資の各当事者が公平な原則に基づき平等に協議して決める。行政機関及びその従業員は行政手段を利用して技術移転を強制してはならない。</p> <p>第 23 条 行政機関及びその職員は職責を履行することにより知り得た外国投資者と外商投資企業の商</p>
---	---

<p>商业秘密，应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供。</p> <p>第二十四条 各级人民政府及其有关部门制定涉及外商投资的规范性文件，应当符合法律法规的规定；没有法律、行政法规依据的，不得减损外商投资企业的合法权益或者增加其义务，不得设置市场准入和退出条件，不得干预外商投资企业的正常生产经营活动。</p> <p>第二十五条 地方各级人民政府及其有关部门应当履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同。</p> <p>因国家利益、社会公共利益需要改变政策承诺、合同约定的，应当依照法定权限和程序进行，并依法对外国投资者、外商投资企业因此受到的损失予以补偿。</p> <p>第二十六条 国家建立外商投资企业投诉工作机制，及时处理外商投资企业或者其投资者反映的问题，协调完善相关政策措施。</p> <p>外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，可以通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决。</p> <p>外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，除依照前款规定通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决外，还可以依法申请行政复议、提起行政诉讼。</p> <p>第二十七条 外商投资企业可以依法成立和自愿参加商会、协会。商会、协会依照法律法规和章程的规定开展相关活动，维护会员的合法权益。</p> <p>第四章 投资管理</p> <p>第二十八条 外商投资准入负面清单规定禁止</p>	<p>業秘密について、法に従って秘密保持を守らなければならない。漏洩または他人に対し提供してはならない。</p> <p>第 24 条 各級人民政府及びその関連部門が制定した外商投資に関わる規範性文書は、法律法規の規定に合致しなければならない。法律や行政法規の根拠がない場合、外商投資企業の合法權益を損なったり、義務を増やしたり、市場参入・退出条件を設けたり、外商投資企業の正常な生産經營活動に干渉してはならない。</p> <p>第 25 条 各級地方人民政府及びその関連部門は外国投資者と外商投資企業に対し、法に基づいて行った政策承諾及び法に基づいて締結した各種契約を履行しなければならない。</p> <p>国家の利益、社会の公共利益的の為に政策承諾、契約の約定を変更しなければならない場合には、法定権限・手続きに基づき行なわなければならない。且つ外国投資者と外商投資企業がこれにより被った損失を補償しなければならない。</p> <p>第 26 条 中国は外商投資企業の苦情申立体制を構築し、外商投資企業またはその投資者が報告した問題を遅滞なく処理し、関連の政策措置を調整・改善する。</p> <p>外商投資企業及びその投資者は、行政機関及びその職員 of 行政行為により合法權益が侵害されたと判断する場合には、外商投資企業苦情申立体制を通じて協調・解決を申請することができる。</p> <p>外商投資企業及びその投資者は、行政機関及びその従業員 of 行政行為により合法權益が侵害されたと判断する場合には、前項の規定により外商投資企業の苦情申立体制を利用して解決を申請するほか、更に法に基づき行政再議を申請し、行政訴訟を提起することもできる。</p> <p>第 27 条 外商投資企業は法に従い商会、協会を設立し、参加することができる。商会、協会は法律法規と定款の規定に基づき関連活動を行い、会員の合法權益を保護する。</p> <p>第四章 投資管理</p> <p>第 28 条 外商投資参入ネガティブリストで投資を</p>
---	---

<p>投资的领域，外国投资者不得投资。</p> <p>外商投资准入负面清单规定限制投资的领域，外国投资者进行投资应当符合负面清单规定的条件。</p> <p>外商投资准入负面清单以外的领域，按照内外资一致的原则实施管理。</p> <p>第二十九条 外商投资需要办理投资项目核准、备案的，按照国家有关规定执行。</p> <p>第三十条 外国投资者在依法需要取得许可的行业、领域进行投资的，应当依法办理相关许可手续。</p> <p>有关主管部门应当按照与内资一致的条件和程序，审核外国投资者的许可申请，法律、行政法规另有规定的除外。</p> <p>第三十一条 外商投资企业的组织形式、组织机构及其活动准则，适用《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国合伙企业法》等法律的规定。</p> <p>第三十二条 外商投资企业开展生产经营活动，应当遵守法律、行政法规有关劳动保护、社会保险的规定，依照法律、行政法规和国家有关规定办理税收、会计、外汇等事宜，并接受相关主管部门依法实施的监督检查。</p> <p>第三十三条 外国投资者并购中国境内企业或者以其他方式参与经营者集中的，应当依照《中华人民共和国反垄断法》的规定接受经营者集中审查。</p> <p>第三十四条 国家建立外商投资信息报告制度。外国投资者或者外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统向商务主管部门报送投资信息。</p>	<p>禁止する旨が規定されている分野について、外国投資者は投資してはならない。</p> <p>外商投資参入ネガティブリストで投資を制限する旨が規定されている分野について、外国投資者が行う投資は、ネガティブリストの規定する条件に適合しなければならない。</p> <p>外商投資参入ネガティブリストで定められているもの以外の分野については、内・外資一致の原則に基づき管理を実施する。</p> <p>第 29 条 外商投資が投資プロジェクトについて認可、届け出手続きを必要とする場合、国の関連規定に基づき執行する。</p> <p>第 30 条 外国投資者が法に基づき許可を取得する必要がある業種、分野に投資を行う場合、法に基づき関連する許可手続きを行わなければならない。</p> <p>関連主管部门は、内資と同一の条件および手順に基づき、外国投資者の許可申請を審査・承認しなければならない。但し、法律、行政法規に別途規定のある場合を除く。</p> <p>第 31 条 外商投資企業の組織形態、組織機構およびその活動準則には、「中華人民共和国公司法」、「中華人民共和国パートナーシップ企業法」等の法律の規定を適用する。</p> <p>第 32 条 外商投資企業が生産・経営活動を展開するに際しては、法律、行政法規の労働保護・社会保険に関する規定を遵守し、法律、行政法規および国の関連規定に基づき税、会計、外為等の事務を行うとともに、主管部门が法に基づき実施する監督・検査を受けなければならない。</p> <p>第 33 条 外国投資者が中国域内の企業を合併・買収するか、またはその他の方法で事業者集中に参加する場合、「中華人民共和国独占禁止法」の規定する事業者集中審査を受けなければならない。</p> <p>第 34 条 国は外商投資情報報告制度を確立する。外国投資者または外商投資企業は、企業登記システムおよび企業信用情報公示システムを通じて、商務主管部门に投資情報を報告しなければならない。</p>
---	---

<p>外商投资信息报告的内容和范围按照确有必要原则确定；通过部门信息共享能够获得的投资信息，不得再行要求报送。</p>	<p>外商投資情報報告の内容と範囲は、確実に必要であることを原則として確定する。部門の情報共有を通じて入手可能な投資情報については、再度報告を求めてはならない。</p>
<p>第三十五条 国家建立外商投资安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的外商投资进行安全审查。</p>	<p>第 35 条 国は外商投資安全審査制度を確立し、国の安全に影響を及ぼすか、または及ぼす可能性のある外商投資に対し、安全審査を行う。</p>
<p>依法作出的安全审查决定为最终决定。</p>	<p>法に基づき下された安全審査の決定は、最終決定とする。</p>
<p>第五章 法律责任</p>	<p>第五章 法律責任</p>
<p>第三十六条 外国投资者投资外商投资准入负面清单规定禁止投资的领域的，由有关主管部门责令停止投资活动，限期处分股份、资产或者采取其他必要措施，恢复到实施投资前的状态；有违法所得的，没收违法所得。</p>	<p>第 36 条 外国投資者が外商投資参入ネガティブリストで投資を禁止する旨が規定されている分野に投資した場合、関連主管部門が、投資活動を停止し、期限つきで株式、資産を処分するか、またはその他必要な措置を講じて投資を実施する前の状態を回復するよう命ずる。違法所得がある場合、違法所得を没収する。</p>
<p>外国投资者的投资活动违反外商投资准入负面清单规定的限制性准入特别管理措施的，由有关主管部门责令限期改正，采取必要措施满足准入特别管理措施的要求；逾期不改正的，依照前款规定处理。</p>	<p>外国投資者の投資活動が、外商投資参入ネガティブリストの規定する、制限つき参入特別管理措置に違反した場合、関連主管部門が、期限つきで是正し、参入特別管理措置の要件を充足するため必要な措置を講ずるよう命ずる。期限を過ぎて是正しない場合、前項の規定に基づき処理する。</p>
<p>外国投资者的投资活动违反外商投资准入负面清单规定的，除依照前两款规定处理外，还应当依法承担相应的法律责任。</p>	<p>外国投資者の投資活動が、外商投資参入ネガティブリストの規定に違反した場合、前項の規定に基づき処理するほか、さらに法に基づき相応の法律責任を負わなければならない。</p>
<p>第三十七条 外国投资者、外商投资企业违反本法规定，未按照外商投资信息报告制度的要求报送投资信息的，由商务主管部门责令限期改正；逾期不改正的，处十万元以上五十万元以下的罚款。</p>	<p>第 37 条 外国投資者、外商投資企業が本法の規定に違反し、外商投資情報報告制度の要求に基づき投資情報を報告しなかった場合、商務主管部門が期限つきで是正するよう命ずる。期限を過ぎて是正しない場合、10 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。</p>
<p>第三十八条 对外国投资者、外商投资企业违反法律、法规的行为，由有关部门依法查处，并按照国家有关规定纳入信用信息系统。</p>	<p>第 38 条 外国投資者、外商投資企業による法律、法規違反行為に対しては、関連部門が法に基づき調査・処分を行うとともに、国の関連規定に照らして信用情報システムに組み入れる。</p>
<p>第三十九条 行政机关工作人员在外商投资促进、保护和管理工作中滥用职权、玩忽职守、徇</p>	<p>第 39 条 行政機關の職員による、外商投資の促進、保護、管理業務における職権乱用、職務怠慢、私利</p>

<p>私舞弊的，或者泄露、非法向他人提供履行职责过程中知悉的商业秘密的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p> <p>第六章 附 则</p> <p>第四十条 任何国家或者地区在投资方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者该地区采取相应的措施。</p> <p>第四十一条 对外国投资者在中国境内投资银行业、证券业、保险业等金融行业，或者在证券市场、外汇市场等金融市场进行投资的管理，国家另有规定的，依照其规定。</p> <p>第四十二条 本法自 2020 年 1 月 1 日起施行。《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》同时废止。</p> <p>本法施行前依照《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》设立的外商投资企业，在本法施行后五年内可以继续保留原企业组织形式等。具体实施办法由国务院规定。</p>	<p>私欲による不正行為、または職責履行の過程で知りえた商業秘密の漏洩または他者への不法な提供については、法に基づき処分する。犯罪を構成する場合、刑事責任を追及する。</p> <p>第六章 附則</p> <p>第 40 条 いかなる国または地域であれ、投資において、中華人民共和国に対し、差別的な禁止、制限またはその他類似の措置を取るものについて、中華人民共和国は、実際の状況に基づき、当該国または地域に対し、相応の措置を講ずることができる。</p> <p>第 41 条 外国投資者が中国国内で銀行業、証券業、保険業等の金融業に投資する場合、または証券市場、外国為替市場等の金融市場で投資を行う場合の管理について、国に別途規定があるものは、その規定に従う。</p> <p>第 42 条 本法は 2020 年 1 月 1 日より施行する。「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」については、同時にこれらを廃止する。</p> <p>本法の施行前に「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」に基づき設立された外商投資企業は、本法の施行後 5 年間は元の企業の組織形態等を留保することができる。具体的な実施弁法は国务院が規定する。</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱 UFJ 銀行 国際業務部】

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。